

義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第26号

義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(へき地手当等) 第12条の4 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)並びにこれらに準ずる学校及び共同調理場で教育委員会規則で定めるもの(以下「へき地学校等」という。)に勤務する職員に対して支給する。 2～4 (略)	(へき地手当等) 第12条の4 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)並びにこれらに準ずる学校及び共同調理場で教育委員会規則で定めるもの(以下「へき地学校等」という。)に勤務する職員に対して支給する。 2～4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(へき地手当等) 第13条の4 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)並びにこれらに準ずる学校及び共同調理場で教育委員会規則で定めるもの(以下「へき地学校等」という。)に勤務する職員に対して支給する。 2～4 (略) (義務教育等教員特別手当) 第23条の4 義務教育諸学校(学校教育法(昭	(へき地手当等) 第13条の4 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)並びにこれらに準ずる学校及び共同調理場で教育委員会規則で定めるもの(以下「へき地学校等」という。)に勤務する職員に対して支給する。 2～4 (略) (義務教育等教員特別手当) 第23条の4 義務教育諸学校(学校教育法(昭

<p>和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p> <p>中学校小学校教育職給料表 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 この表は、<u>中学校及び小学校</u>に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p> <p>中学校小学校教育職給料表 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 この表は、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年静岡県条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する公立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県暴力団排除条例の一部改正)

第4条 静岡県暴力団排除条例(平成23年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第14条 県は、学校(学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。))若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専</p>	<p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第14条 県は、学校(学校教育法第1条に規定する中学校、<u>義務教育学校</u>(後期課程に限る。))、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。))若しくは高等</p>

修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2・3 （略）

専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2・3 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。